一般社団法人光市医師会

経理規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規定は、一般社団法人光市医師会（以下「本会」という。）の会計、経理に関する基本的事項を定めたものである。

（会計単位）

第２条　本会の会計単位は、別表１に掲げる実施事業会計、収益事業等会計及び法人会計に区分して行うものとする。

２　本会の会計は、法令、定款及び本規定の定めによるほか、公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定　以下「新会計基準」という。）に準拠して処理するものとする。

（事業年度）

第３条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（会計の基準）

第４条　本会は全ての収支について予算統制を行う。

（職制等との関連）

第５条　この規定を運用する職制とその職責は、別に定めるところによる。

第２章　帳簿及び勘定組織

（帳簿の種類）

第６条　本会に備える帳簿の種類及び保存期間は次の通りとする。

　一　仕訳書（正会計伝票を歴日に従い編纂したもの）　　10年

　二　総勘定元帳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　10年

　三　諸勘定補助簿（金銭出納帳、銀行勘定帳等）　　　　10年

　四　その他特に指定された帳簿　　　　　　　　　　　　10年

　五　決算諸表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　永年

（勘定科目）

第７条　勘定科目は、別表２の通り新会計基準により設定するものとする。

２　前項の科目は、理事会の決議により設定するものとする。

第３章　金銭会計

（金銭出納）

第８条　金銭出納の担当者及び会計責任者は職制等の定めるところによる。

（出納金）

第９条　本会が収受した金銭については領収書を発行し、遅延なく銀行に預託するものとする。

２　銀行閉店等で前項により難い場合、その日の手許現金は会計責任者が保管する。

３　金銭に過不足を生じた時は、必ず現金過不足勘定に仕分けを行いその都度経理責任者の指示を受けるものとする。

（支払いの方法）

第10条　支払いは、口座振替又は現金をもって行う。

（領収書の授受）

第11条　支払いに対しては領収書又はこれに変わる諸憑を受領しなければならない。但し正規の領収書の受領が困難な支払いについては取扱者の受領印によることが出来る。

第４章　資金会計

（資金計画）

第12条　経理担当理事は経理責任者の上申に基づき、長期及び短期の資金計画をたて、理事会の承認を得るものとする。

２　長期借入の決定及びその限度額については総会の議決を要する。

３　銀行取引の開始又は廃止については会長の承認を得なければならない。

４　本会の財産を担保に差し入れる場合は総会の議決を得なければならない。

（金銭の貸付及び出資）

第13条　金銭の貸付及び出資については総会の承認を受けなければならない。

２　有価証券の取得及び売却は前項に準ずるものとする。

第5章　固定資産

第14条　固定資産の購入、管理、修理、貸借、売却及び廃棄については理事会の承認を、又特に重要なものについては総会の議決を得なければならない。

２　固定資産の管理責任者は毎年度末又は随時に有形固定資産の現状について実地棚卸を行い、固定資産台帳を照合して理事会に報告しなければならない。

（減価償却）

第15条　有形固定資産の償却方法は定率法によるものとする。

第6章　予算

（予算の編成）

第16条　経理責任者は各部門担当理事の事業計画案に従って予算案を作成し、予算の編成は会長がこれを行う。

２　予算案は事業計画案、積算の内訳及び前年度の収支見込みを添付の上、理事会に提出してその承認を受け、総会の承認を得るものとする。但し議決が年度開始後になる場合には、その決定を得るまでの間は理事会の決定による予算を執行する。

（予算の執行）

第17条　予算の執行者は会長とする。

２　各部門担当理事は所管事項に関する予算の執行について責任を負うものとする。

（予算の変更）

第18条　次の事項は理事会の議決を経て会長がこれを行う。

　　同一大科目内に於ける各中科目、各小科目間予算の流用

（予算の補正）

第19条　予期し難い事情の発生により予算の追加又は修正を行う必要を生じた場合は総会の承認を得なければならない。ただし会費の増徴を伴わない予算の追加又は修正は理事会の議決を経て会長がこれを行うことができる。

第7章　決算

（月次決算）

第20条　経理責任者は収支計算書（月計表）を作成しなければならない。

（年度末決算）

第21条　経理責任者は毎事業年度の末日をもって次の書類を作成し、理事会に提出しなければならない。

　（1）貸借対照表

　（2）損益計算書（正味財産増減計算書）

　（3）個別注記表

　（4）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

　（5）その他必要な書類（財産目録等）

第8章　監査

（監査）

第22条　監事は定款第２５条に定める業務を執行し、その結果を書面により会長に報告するとともに総会に報告しなければならない。

附則

１　この規定は、定款附則１に規定する登記の日から施行する